

奄美市運輸事業者物価高騰対策支援金

よくあるご質問（Q & A）

Q 個人事業主でも申請できますか。

A 対象となる事業を行っている個人事業主の方も申請可能です。

Q 本社は市外ですが、奄美市内に営業所があります。対象になりますか。

A 本支援金は、奄美市内に本社を有する事業者を対象としているため、本社が市外の場合は対象となりません。

Q 対象車両の確認はどのように行いますか。

A 車両ごとの自動車検査証記録事項の写しを提出していただき、用途や使用の本拠の位置などを確認したうえで、審査を行います。

Q 車検証のコピーでも申請できますか。

A 自動車検査証記録事項の写しを提出していただく必要があります。車検証とは別の書類ですのでご注意ください。

Q 対象車両の台数に上限はありますか。

A 上限はありません。対象となる車両の台数分について支援金を申請することができます。

Q リース車両やレンタル車両は対象になりますか。

A 事業の用に供する事業用車両であり、自動車検査証記録事項の使用の本拠が奄美市内となっている場合は対象となります。

Q 建設会社などの自家用トラックは対象になりますか。

A 対象となるのは、貨物自動車運送事業の用に供する事業用車両です。そのため、自家用トラックは対象外となります。

Q 運転代行随伴車の確認はどのように行いますか。

A 運転代行保険証書および、随伴車である表示や公安委員会の認定番号を確認するため、車体の表示が確認できる写真の提出をお願い致します。

Q 市税の滞納がある場合は申請できますか。

A 申請日時時点で納期が到来している市税に滞納がある場合は、対象となりませんのでご注意ください。

Q 代理申請はできますか。

A 可能です。ただし、申請内容について確認させていただく場合がございます。

Q 申請後に追加で車両を申請することはできますか。

A できません。支援金は1事業者につき1回限りの支給となりますので、申請時には対象車両をまとめて申請してください。

Q 申請書類の記入方法が分からない場合はどうすればよいですか。

A 奄美市商工政策課（0997-52-1127）までお問い合わせください。

Q 申請書類に不備があった場合はどうなりますか。

A 奄美市から連絡を行いますので、内容を確認のうえで修正書類の提出をお願い致します。

Q 申請期限を過ぎた場合はどうなりますか。

A 申請期限を過ぎた場合は申請を受け付けることができませんので、期限内に申請をお願い致します。

Q いつ頃支給金が支給されますか。

A 申請内容を審査し、支給決定後に請求書を提出していただいた後、順次支給する予定です。